

令和4年4月28日

檀原市立図書館
館長 奥村 美保 様

図書館運営のあり方についての意見書

檀原市図書館協議会
会長 苑樹 慶子

檀原市図書館協議会では、令和3年2月より図書館運営のあり方について協議を行いました。図書館法第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり意見書を作成しましたので、檀原市立図書館長へ提出します。

記

図書館は社会教育施設であって、自治体が責任を持って直接運営するべきであると考えます。

収益の無い図書館運営で指定管理者が利益を上げるには人件費の削減にならざるを得ず、サービスの低下につながります。近年図書館の利用数は減少しつづけていますが、活字離れ、施設の老朽化、立地の悪さ、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、ソフト面での専門的な図書館サービスが低下しているのも要因と考えます。現在、檀原市立図書館の正規司書職員は2名しか在籍しておらず、児童サービス、レファレンス、選書等図書館司書としての知識と経験を必要とする業務まで十分に行き届いていません。早急に正規司書職員を増員し、知識と運営経験を引き継ぐ必要があると考えます。指定管理の導入は長期的な人材の雇用及び育成が見込めないため、専門性の更なる消失に繋がります。

図書館はこれまで関係各課や学校、市民ボランティア団体と協力関係を構築して、子ども読書活動推進や高齢者、障がい者支援等に鋭意取り組んできました。期間が限定される指定管理者である民間企業がその関係性を引き継いで各課、学校、市民ボランティアと連携して発展させられるとは思えません。図書館ボランティアからも今後の活動について不安の声が上がっています。

図書館の業務は利用者が増えれば、経費が増大します。指定管理者制度は民間活力や民間の持つノウハウを活用することが本来の目的ですが、公共性の高い図書館の業務において、民間のノウハウを活用することは出来ないと考えます。

財政危機が宣言されるほど檀原市の状況が厳しいのは理解できますが、コストカットを目的とした指定管理者制度の導入には反対です。檀原市が生涯学習を推進するために、図書館に正規司書職員を増員し、人口規模に見合った資料費予算を確保して、直接運営して行くことを望みます。



以上